

名護市スポーツ推進計画

平成 27 年度～平成 36 年度



平成 27 年 3 月
名護市教育委員会

はじめに

日頃より、スポーツ関係団体をはじめ関係各位の皆様には本市の社会体育行政全般に御理解と御協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、長年の懸案でありました本市のスポーツ推進に関する総合的な計画として、この度「名護市スポーツ推進計画」を策定しました。

本計画は、国のスポーツ基本計画や沖縄県スポーツ推進計画を参照し、また、第4次名護市総合計画後期基本計画及び第2次名護市教育振興基本計画との整合を図りつつ、当該計画を補完するものとして、本市のスポーツ推進に当たっての具体的な取り組みについて方向性を示すものであります。

本市においては、各種スポーツ競技団体の活動が盛んに行われており、近年では市民の健康意識の高まりも相まって日常的にスポーツに親しむ方々も多くなってきております。

このような環境の中、大きな役割を担っているのが名護市スポーツ推進委員であり、地域でのスポーツ活動のけん引役として、また、生涯スポーツの推進に向けてその活動が期待されております。

NPO法人名護市体育協会や公立大学法人名桜大学等との連携による、競技スポーツの技術力向上を図るとともに、優秀な指導者の確保に向けた育成・支援を行い、我が名護市からオリンピック・パラリンピック等で活躍する選手を輩出し、市民が夢・希望・勇気・感動を享受できる環境づくりを目指してまいります。

また、本市には、陸上競技場や野球場などの施設が整備されておりますが、施設の経年劣化がみられることから、老朽化しているスポーツ施設の改修等による環境整備を行うことで、市内外からの利用者の促進に繋げ、各種競技大会やスポーツイベント等を誘致・開催し、スポーツを通じた地域活性化による魅力ある名護市づくりに向けてスポーツ環境の充実を図ってまいります。

最後に、本計画に掲げております「いつでも　どこでも　だれでも　そしていつまでも　気軽にスポーツに親しむあけみおのまち・なご」の実現に向けて、各種施策を推進してまいりますので、引き続きスポーツ関係団体をはじめ関係各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

名護市教育委員会
教育長 座間味 法子

— 目 次 —

I 総 論

1 計画策定の趣旨	P3
2 基本理念	P3
3 基本目標	P4
4 計画の位置づけ	P4
5 計画期間	P4

II 基本的な方向性

1 現状と課題	P5
2 基本方針	P6
3 計画の体系表	P7

III 基本施策

1 生涯スポーツの充実	P8
2 競技スポーツの推進	P9
3 子どもたちのスポーツ活動支援	P10
4 指導者の育成	P11
5 スポーツ施設の整備拡充	P12～P13

IV 施策の推進体制

1 施策の推進に向けて	P14
2 計画の検証・評価	P14

V 資料編

I 総論

1 計画策定の趣旨

これまでスポーツは、競技をすることで発展してきた。それに伴い近年では、生活様式の変化や社会環境の変化により、市民の健康意識が高まる中でスポーツが日常生活で果たす役割が注目されている。

このようなスポーツ環境の変化を受け、国においてはスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的として、スポーツ振興法(昭和36年制定)を全部改正し、新たにスポーツ基本法を平成23年に制定するとともに、平成24年にはスポーツ基本計画が策定されている。

さらに、スポーツ基本法第10条において、地方公共団体はスポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとすると規定されている。

本市においては、第4次名護市総合計画後期基本計画においてスポーツ・レクリエーション活動の充実を掲げ、各種施策を展開しているが、平成25年度に策定した第2次名護市教育振興基本計画と併せ当該計画を補完するものとして、本計画を策定するものである。

2 基本理念

「スポーツ基本法」において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」という一文からはじまるように、スポーツは人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かで活力に満ちた社会形成に欠かせない存在となっている。

また、スポーツを通じた世代間交流により、地域交流の活性化が図られ地域力の向上にも繋がるものと考える。

本市においては、市民誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備に向けて、下記の基本理念を掲げる。

『いつでも　どこでも　だれでも　そしていつまでも
気軽にスポーツに親しむあけみおのまち・なご』

※「あけみお」は、夜明けの美しい静かな入り江の青々とした水の流れ。海のかなたのニライカナイから人々に豊穣をもたらす流れであり、海の外へと広がり行く水の流れでもある。人々の幸せを願い可能性に向かって突き進む名護市の進取の精神を表した言葉である。

3 基本目標

本計画では、スポーツ推進に関する基本理念や基本方針、具体的な施策を策定し、かつ推進することで競技力の向上、市民の健康増進及び体力維持、そして明るく豊かな活力ある市民生活の形成に向けて取り組むことを基本目標とする。

4 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、本市の上位計画である「第4次名護市総合計画後期基本計画」及び「第2次名護市教育振興基本計画」との整合性を図りつつ、スポーツ推進に関する総合的な計画として、また、その推進に当たっての具体的な取り組みについて方向性を示すものとして策定する。

5 計画期間

この計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、国や県のスポーツに関する施策の変更や社会情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

II 基本的な方向性

1 現状と課題

(1)生涯スポーツ

本市においては、日頃からスポーツ活動を行っている団体が多数ある中で、年齢や体力を問わずに気軽に体を動かせる生涯スポーツの取り組みが重要となっている。

昨今、市民の健康意識の高まりもあり、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組むことで、市民の健康増進や体力の維持向上が図られ、充実した社会生活を送ることができるものと考えている。

その中で、地域スポーツの推進の役割を担っている名護市スポーツ推進委員との連携を密にし、地域活動の中でスポーツ活動ができるよう取り組む必要がある。

(2)競技スポーツ

本市においては、競技スポーツも盛んに活動しており、県内大会でも陸上競技をはじめラグビーフットボールやソフトテニス、相撲など常に上位を争う競技が多数ある。

しかしながら、全国との差がまだ大きいのが現状であり、また、将来的の有望選手の育成・確保も重要なことから、名護市体育協会や名桜大学、そして各種競技団体等との連携・協力の下、選手の競技力向上に取り組む必要がある。

(3)子どもたちのスポーツ活動

子どもたちのスポーツ環境については、様々なクラブが日常的に活動し体を動かす環境は充実しているが、子どもたちがクラブ活動に集中するあまり、学習時間の確保など学習面での影響が懸念されている。

また、近年スポーツ活動に関わりの少ない子どもたちも増えていることから、子どもたちに対するスポーツ活動の支援の充実を図る必要がある。

(4)指導者の育成

スポーツ活動において重要な指導者の育成・確保に向けた講習会等の取組が不十分であることから、名護市体育協会や名桜大学等の連携を図り、指導者講習会等の開催に取り組む必要がある。

(5)スポーツ環境

スポーツ環境の充実を図るために、その活動場所も重要な要素となる。本市には、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館、プールなどが整備され、多くの市民が利用している。しかしながら、陸上競技場など築年数が相当経過している施設の老朽化問題の解決が急務となっている。

また、スポーツコンベンションに必要なスポーツ施設の充実を図るために、どのように整備拡充を進めていくのかが課題となっている。

2 基本方針

本市においては、トップアスリートを育成・輩出することで市民に夢・希望・勇気・感動を与え、生涯スポーツの推進により市民の健康増進や体力の維持向上を図るとともに地域コミュニティの活性化に繋げ、さらに、スポーツイベント等の開催・誘致（スポーツコンベンション）による経済活動を促進し、「スポーツのまち・なご」を目指し取り組む。

（1）生涯スポーツの充実

市民誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりに向けて、市民ニーズも踏まえながら、名護市スポーツ推進委員と連携し、地域でのスポーツ活動の充実に取り組んでいく。

（2）競技スポーツの推進

競技スポーツの推進を図るため、競技者だけでなく、観衆や運営スタッフなどと一体となって取り組むとともに、名護市体育協会や名桜大学、そして各競技団体等との連携を図り、競技力の向上や競技者の育成に繋げていく。

（3）子どもたちのスポーツ活動の支援

子どもたちにとってのスポーツ活動は、健康や体力の基礎をつくり、また、社会性を育む重要な役割を担っている。しかしながら、近年スポーツ活動に関わりの少ない子どもたちも増えており、体力の低下が懸念されている。

そこで、子どもたちがスポーツの楽しさや達成感などを実感でき、これまでスポーツ活動に関わりの少ない子どもたちも参加できる取り組みを進めていく。

（4）指導者の育成

スポーツ活動を支援する上で重要な指導者の育成については、名護市体育協会や名桜大学、そして学校体育団体等とも連携を図り取り組んでいく。

（5）スポーツ施設の整備拡充

本市においては、様々なスポーツ団体が日常的に活動している状況にあるが、その活動場所であるスポーツ施設の経年劣化による改修や新たなスポーツ施設の整備要望が市民から寄せられている。

これからは、スポーツコンベンションに必要な施設の充実を図るため、スポーツ施設の整備拡充に向けて取り組んでいく。

3 計画の体系表

総合 計画	基本 理念	基本 目標	基本施策	取り組み
ふるさとに誇りをもち 心豊かな人を育むまち	いつでもどこでもだれでもそしていつまでも気軽にスポーツに親しむあけみおのまち・なご	競技力の向上、市民の健康増進及び体力維持、そして明るく豊かな活力ある市民生活の形成に向けて取り組む	1 生涯スポーツの充実	①ライフステージに応じたスポーツ教室の開催 ②学校プール一般開放事業 ③スポーツ推進委員の組織強化及び活動支援
			2 競技スポーツの推進	①スポーツ関係団体の支援事業 ②県レベルの大会やスポーツイベントの開催 ③名桜大学との連携 ④障がい者スポーツの推進
			3 子どもたちのスポーツ活動の支援	①スポーツ活動に関わりの少ない子どもたちへの支援 ②スポーツ少年団の組織化 ③トップアスリートの育成・強化 ④プロ選手やトップアスリートによるスポーツ教室の開催
			4 指導者の育成	①競技スポーツの指導者育成 ②子どもたちのスポーツ活動の指導者育成 ③障がい者スポーツの指導者育成 ④生涯スポーツ(レクリエーションを含む)の指導者育成
			5 スポーツ施設の整備拡充	①スポーツ施設の設備・備品の充実 ②真喜屋運動広場の再整備事業 ③名護市営球場の再整備 ④生涯スポーツ施設の整備 ⑤総合運動公園の整備

III 基本施策

1 生涯スポーツの充実

①ライフステージに応じたスポーツ教室の開催

名護市スポーツ推進委員と連携し、市民が気軽にスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室等を開催する。

②学校プール一般開放事業

学校教育に支障のない範囲で、市民の体力向上と水泳競技の振興を図るため、夏季休業期間における学校プール一般開放を実施する。

③スポーツ推進委員の組織強化及び活動支援

地域のスポーツ振興を担う名護市スポーツ推進委員の確保や委員の組織強化を図るため、研修会への参加や実技研修会を実施するとともに、委員の活動内容を幅広く市民に周知する。

具体的施策

- 各地域での生涯スポーツ活動を促進するため、各支所単位（支所活用も含め）でのスポーツ教室等を企画・運営し、将来的には、スポーツ推進委員が主体となり各地域でのスポーツ活動を推進する。
- 夏季休業期間中の学校プールを活用して、子どもたちの居場所づくりを推進するとともに、幅広い年代を対象とした水中運動教室等を実施する。
- スポーツ推進委員が関わるスポーツ教室や実技研修会を広く市民へお知らせすることで、生涯スポーツの推進を図り、地域でのスポーツ活動を促進する。
- 生涯スポーツ備品を整備し、地域でのスポーツ活動を支援する。

施策目標

指標名	現状値（平成 25 年度）	平成 31 年度の目標
スポーツ教室等への参加者数	153 人	300 人
学校プール一般開放事業 利用者数(20 日間)	1, 865 人	2, 000 人
研修会・実技研修会開催数	15 回	20 回

2 競技スポーツの推進

①スポーツ関係団体の支援事業

名護市体育協会を中心とした各種スポーツ団体への活動を支援し、選手の育成強化を図り、競技力向上とスポーツの普及振興に取り組む。

②県レベルの大会やスポーツイベントの開催

県レベルの大会やプロスポーツ公式戦等のスポーツイベントを開催し、競技力の向上を図るとともに、スポーツを活用した地域活性化を推進する。

③名桜大学との連携

名桜大学が有するスポーツ医・科学の成果を活用したトップアスリートの育成・強化を図る。

④障がい者スポーツの推進

障がい者がスポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組む。また、関係機関の連携を図りながら、パラリンピックや全国障がい者スポーツ大会等に出場できる障がい者アスリートの育成・強化を図る。

具体的施策

- 各種競技大会の共催・後援等を支援する。
- 名護市体育協会への助成を活用した名護市3支部体育協会への活動を支援する。
- 社会体育施設の利用環境の改善（必要備品の整備等）を図る。
- 名護市スポーツ合宿等支援助成金の活用を促進する。
- 関係部局（観光担当、公園施設担当等）や名護市体育協会と連携し、プロスポーツ公式戦、国際競技大会、全国大会、九州大会等の誘致・開催に取り組み、スポーツコンベンション活動を推進する。

施策目標

指標名	現状値（平成25年度）	平成31年度の目標
スポーツ団体数	420 団体	450 団体
県民体育大会参加者数	356 人	400 人
大会・スポーツイベント開催件数	10 件	15 件

3 子どもたちのスポーツ活動の支援

①スポーツ活動に関わりの少ない子どもたちへの支援

すべての子どもたちがスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができる環境の整備を図るとともに、体力・運動能力の向上に取り組む。

②スポーツ少年団の組織化

子どもたちのスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ少年団への加入促進に取り組むとともに、スポーツ少年団の交流を図る。また、スポーツ少年団を統括する組織の立上げに取り組む。

③トップアスリートの育成・強化

ジュニアアスリートの育成・強化を図るため、名護市体育協会や学校体育団体、各種競技団体、名桜大学等との連携を図る。

④プロ選手やトップアスリートによるスポーツ教室の開催

主催事業又は共催事業によりプロ選手やトップアスリートを招へいし、スポーツ教室を開催する。

具体的施策

- 地域イベント等を活用し、スポーツ体験教室などを開催することで子どもたちが気軽にスポーツに親しむ環境づくりに取り組んでいく。また、子どもたちのスポーツ活動については、活動時間の問題や学習時間の確保など保護者の理解と協力が必要となっている。そこで、講演会の開催や保護者が集まる場所での周知、また、学校を通して保護者へお知らせ文を配布するなど、幅広く取り組んでいく。
- 県内には、バスケットボールやハンドボール、サッカーなどのプロリーグが発足し、一流選手の技を身近に観ることができる環境が多くなってきている。子どもたちの感性を刺激し、競技力の向上を図るために、一流選手を招へいし、スポーツ教室や講習会の開催に取り組んでいく。
- 総合型地域スポーツクラブの育成に取り組んでいく。

施策目標

指標名	現状値（平成 25 年度）	平成 31 年度の目標
トップアスリートによるスポーツ教室の開催件数	2回	6回

4 指導者の育成

①競技スポーツの指導者育成

トップアスリートとしての経験を有する優れたスポーツ指導者や有資格のスポーツ指導者等を活用して指導者講習会等を実施するとともに、指導者の資格取得への支援や研修の充実を図る。

また、スポーツ指導者が地域のスポーツ活動でより一層活用されるよう、団体間におけるスポーツ指導者情報の共有化やマッチング機能の強化を図る。

②子どもたちのスポーツ活動の指導者育成

子どもの発達段階に応じて多様な指導を行うことができるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るために講習会やスポーツ指導者養成事業の取組を推進する。

また、積極的にスポーツ活動に関わらない子どもたちに、スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心が湧くような指導ができる指導者を育成する。

③障がい者スポーツの指導者育成

障がい者のスポーツ活動を支援するため、沖縄県障がい者スポーツ協会や他のスポーツ団体と連携を図り、障がい者へのスポーツ指導を行うための講習会等の充実や、養成された障がい者スポーツ指導員の活用に取り組む。

④生涯スポーツ(レクリエーションを含む)の指導者育成

子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに親しみ、健康な体づくりに結びつくような指導ができる指導者を育成する。

また、本市のスポーツ推進委員の資質向上のために研修の充実を図り、地域における委員の積極的な活用に取り組む。

具体的施策

- 子どもたちの競技力向上を図るため、指導者育成が重要であることから、名護市体育協会とも連携し、指導者講習会等の開催に取り組んでいく。
- 名桜大学・名護市体育協会・学校体育団体・各種競技団体との連携を図る。

施策目標

指標名	現状値（平成25年度）	平成31年度の目標
指導者講習会開催件数	0回	4回

5 スポーツ施設の整備拡充

①スポーツ施設の設備・備品の充実

老朽化している施設について、交付金や助成金等を活用し、あらゆる世代が気軽に親しめるよう施設環境を整えるとともに、スポーツ・コンベンション事業を推進するための改修を行う。

また、多くの市民に利用されている21世紀の森体育館・陸上競技場・サッカー・ラグビー場等の経年劣化している設備・備品を充実し、快適なスポーツ環境づくりに取り組む。

②真喜屋運動広場の再整備事業

羽地地域、屋我地地域の人々が多目的に利用している真喜屋運動広場については、様々なスポーツが快適かつ安全に行えるよう施設の拡張や駐車場等を整備し、施設の機能を向上させる。

③名護市営球場の再整備

コンクリート剥離等の老朽化が著しい名護市営球場（野球場）については、既存施設の取壊し及び施設の見直し、再整備等を検討し、市民はもとよりプロ球団の使用にも対応できる施設としての機能向上を図る。

④生涯スポーツ施設の整備

市民の健康増進や体力の維持向上を図る施設として整備要望の高い、パークゴルフ場や体育館等の整備については、関係部局とも連携しながら既存の補助メニュー（都市公園事業など）の活用も含め整備に向けて取り組む。

⑤総合運動公園の整備事業

市民や競技団体から整備要望の高い陸上競技場、サッカー・ラグビー場、武道館等については、総合運動公園整備計画の中で推進する。

具体的施策

- 老朽化しているスポーツ施設の改修及び設備や備品の購入については、交付金や助成金等を活用し、財政当局と調整を図りながら計画的に取り組んでいく。
- 真喜屋運動広場については、一括交付金を活用して平成27年度以降に実施設計本体工事、駐車場付帯施設の整備に取り組んでいく。
- 名護市営球場の再整備については、市民及びプロ球団等と意見交換を行い、事業化に向けて国・県等との調整を進めて行く。

- パークゴルフ場等の整備については、都市公園事業等にて事業化できるよう、地域、関係機関等との調整を進めて行く。
- 総合運動公園整備計画の推進については、市民の合意を得ながら基本計画の策定や事業メニューを検討するとともに、国・県・関係部局との調整を進めいく。

施策目標

指標名	現状値（平成 25 年度）	平成 31 年度の目標
管理施設利用者数	134,708 人	150,000 人
備品購入件数	2 件	5 件

IV 施策の推進体制

1 施策の推進に向けて

(1) 推進体制づくり

スポーツ選手の活躍は市民に夢・希望・勇気・感動をもたらすものであり、またスポーツを推進することは、市民の健康維持・増進による介護・医療費の節減や地域コミュニティの再生等社会的効果を生み出す側面も有している。さらに、スポーツイベント等の開催は、本市のイメージや知名度を上げるプロモーションの場や機会ともなり、国内外からのスポーツ・ツーリズム等の観光客の増大にも寄与することにもなる。

よって、観光部局・健康増進部局等との連携を図りながら、情報の共有化や協力体制を築くことが重要であり、本計画の事業の推進に当たっては、組織体制の再編・強化も視野に入れ体制づくりの構築に努めていく。

(2) 国、県との連携

国や県のスポーツ推進に関する施策を注視するとともに、既存の補助メニューの活用も図りながらスポーツ推進に取り組んでいく。

(3) 関係団体等との連携

名護市体育協会や各種競技団体・学校体育団体・名桜大学等に対し、本計画の周知を図るとともに、施策の推進に向けて連携・協力を図っていく。

2 計画の検証・評価

本計画を推進するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価や本市の実施計画及び主要事業に関する事務事業評価による進捗管理を行う。

また、当該計画の中間年度(平成31年度)において、名護市体育協会や各種競技団体、学校体育団体等からのアンケート等を実施するとともに、名護市スポーツ推進審議会において、アンケート等の結果を踏まえ当該計画の進捗状況を検証し、具体的な取り組みについて意見を求めていくとともに、必要に応じて見直しを行う。

V 資料編

①アンケート調査結果

【実施目的】

○地域や市内のスポーツ団体等へスポーツに関するアンケート調査を行うことで、現状と課題を把握し名護市スポーツ推進計画の策定に活かす。

【実施期間】

○平成26年6月～平成26年9月

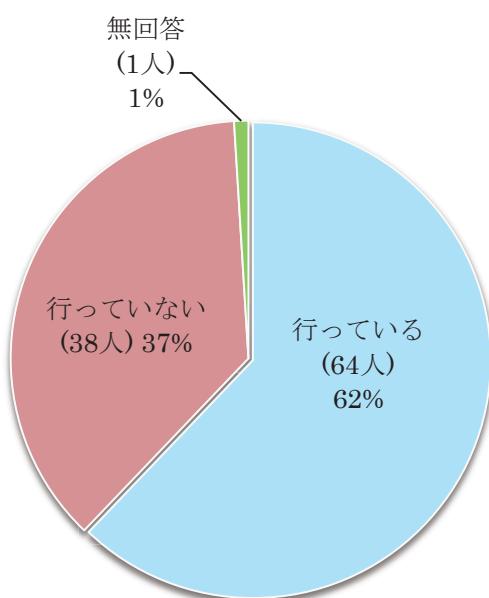
【実施対象】

○選択式アンケート調査（一部記入部分あり）を名護市内55区・小中学校・クラブチーム・名護市体育協会・名護市スポーツ推進委員・市関係各課・スポーツ関係団体等合わせて159団体に実施。また、名護市体育協会・市関係各課においては、個別にヒアリング調査を行い、本計画を作成する上で貴重な意見をいただくことができた。

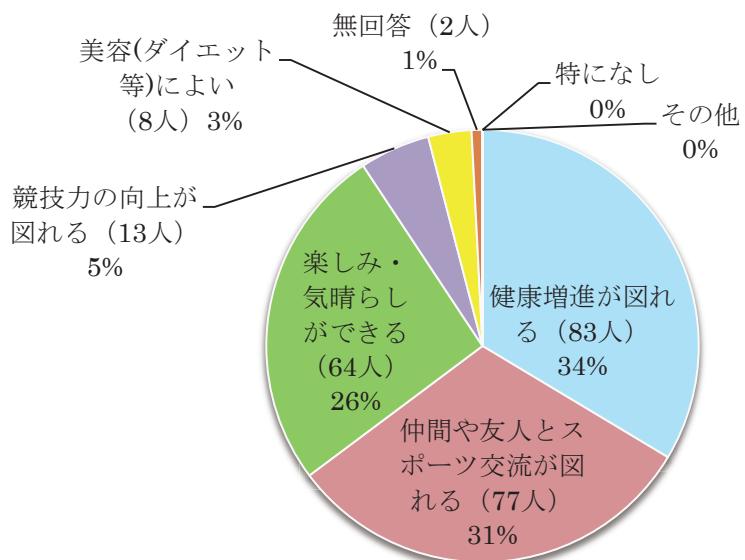
【実施結果】

○127団体からの回答があり、回答率は約80%と高く、スポーツに対する関心の高さをうかがい知ることができる。

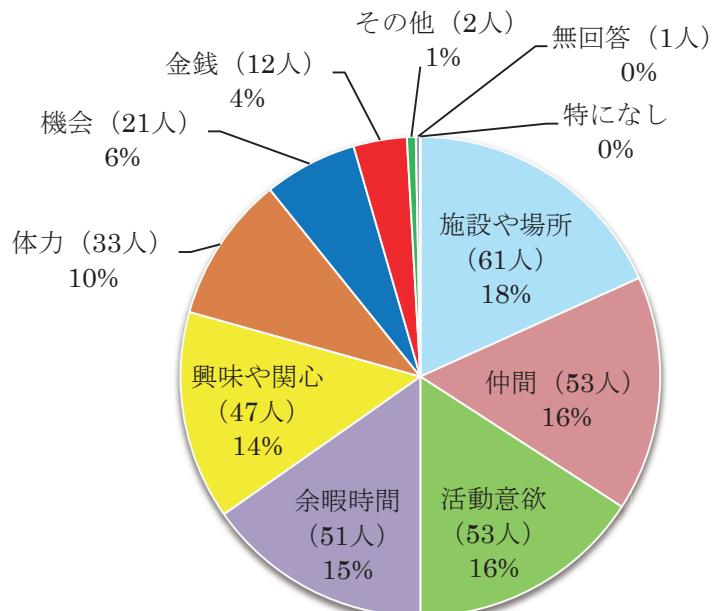
質問1－1 何か生涯スポーツ活動を行っていますか



質問1－2 生涯スポーツを行うメリットは何だと思いますか（複数回答可）

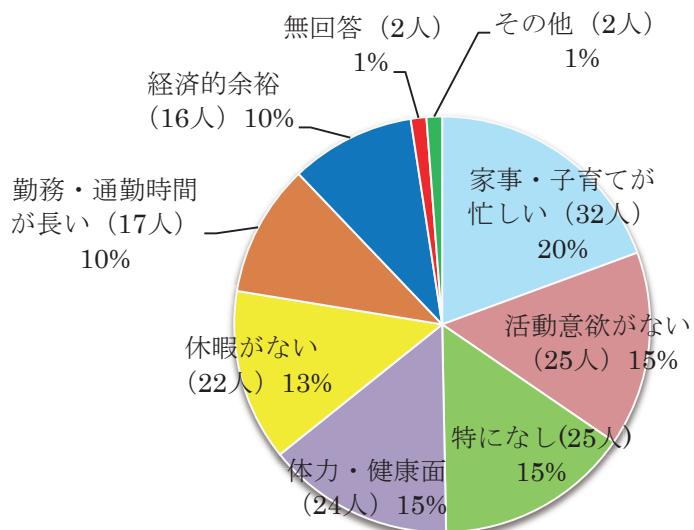


質問1－3 生涯スポーツを行う上で、必要なものは何だと思いますか



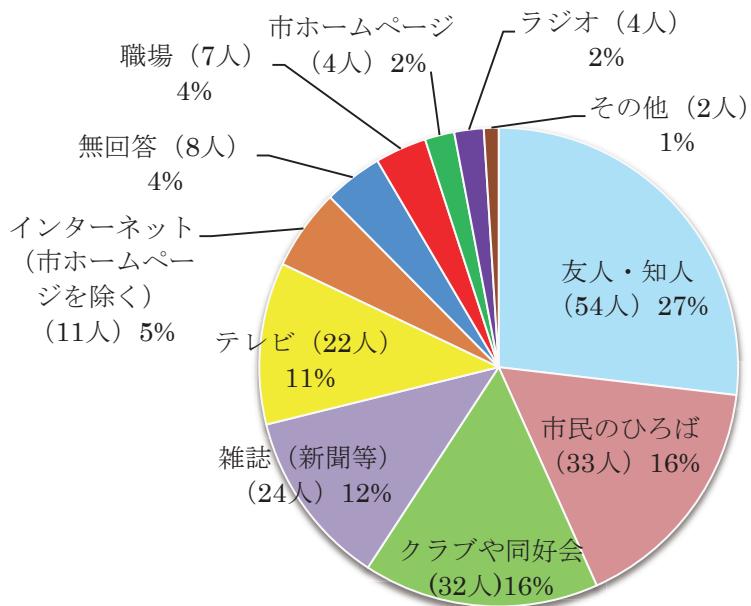
※その他 [1. 繋がり 2. 健康]

質問1－4 生涯スポーツを行う上で、困っていることや妨げになっているものは何だと思いますか



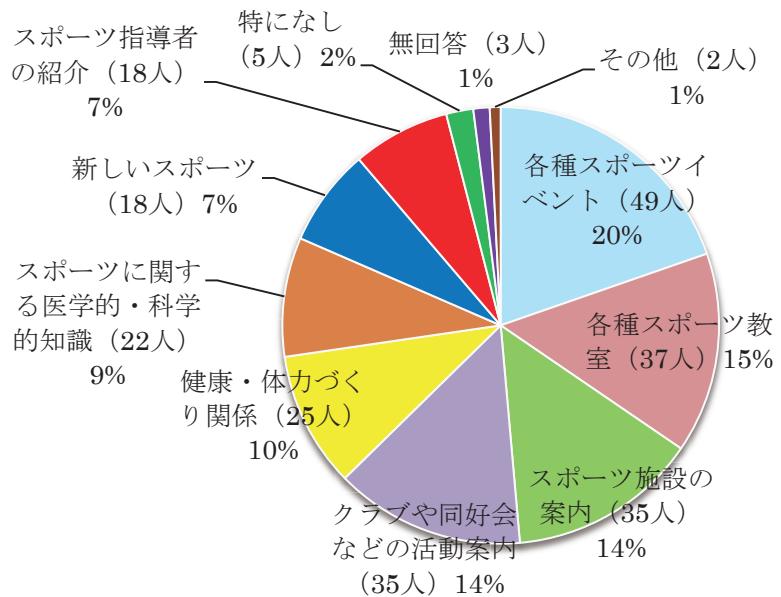
※その他〔1. 施設 2. 場所がない〕

質問1－5 生涯スポーツに関する情報はどこから得ていますか



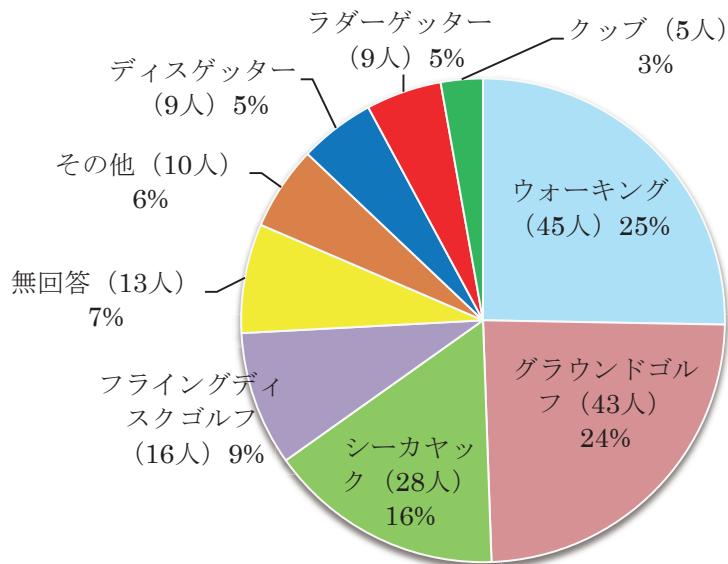
※その他〔1. 老人会 2. 地域、卒業生〕

質問1－6 市に対し、どのような生涯スポーツに関する情報提供を望みますか



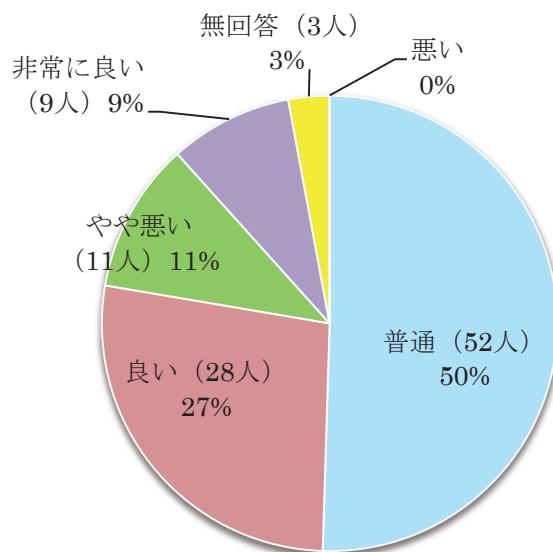
※その他 [1. スポーツ店舗の場所 2. 武道場の情報]

質問1－7 今後普及・発展を望む生涯スポーツはありますか

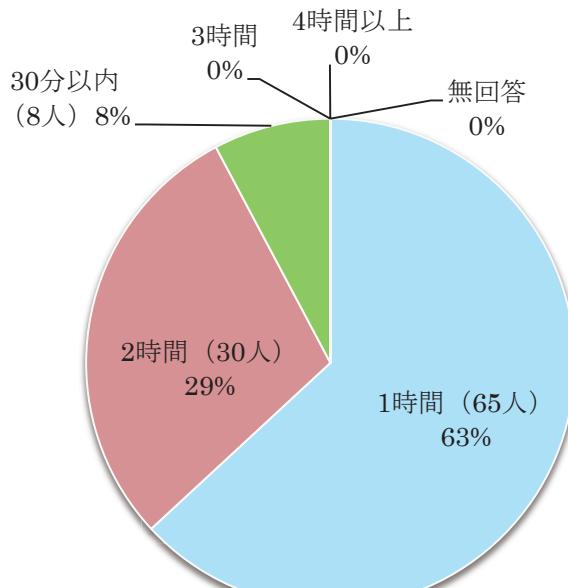


※その他 [1. パークゴルフ 3人 2. 筋トレ 3. ジョギング 4. ゴルフ 5. 自転車 6. 剣道 7. フットサル]

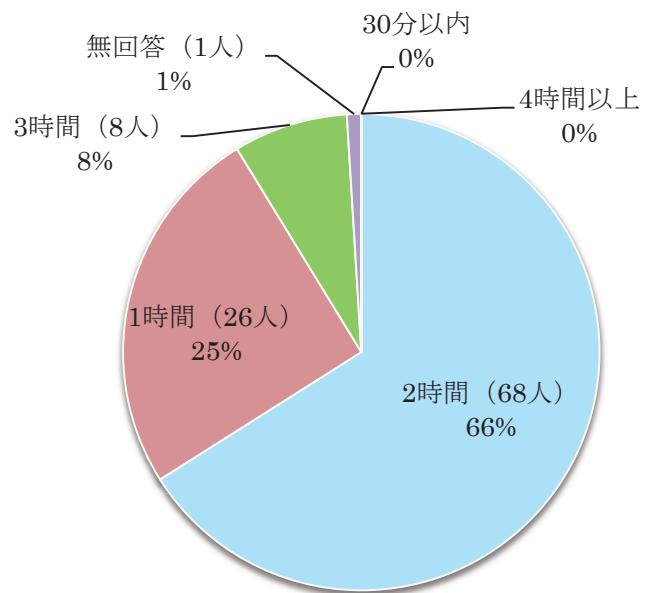
質問2－1 名護市の青少年スポーツへの取り組みについてどうお考えですか



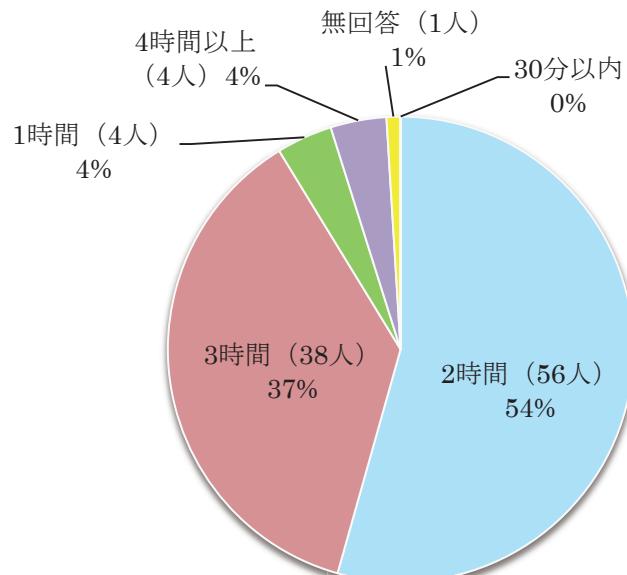
質問2－2－1 小学生低学年のスポーツ活動時間は何時間までが適当だと思いますか



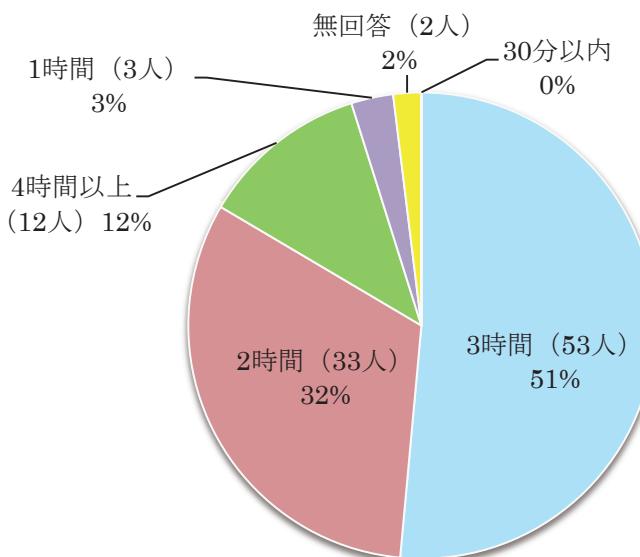
**質問 2－2－2 小学生高学年のスポーツ活動時間は何時
間までが適当だと思いますか**



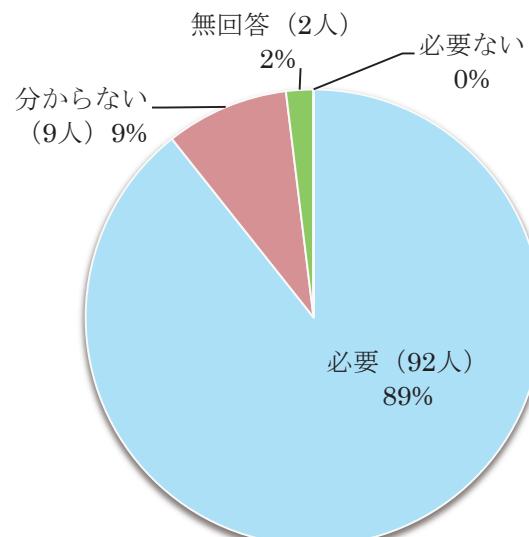
**質問 2－2－3 中学生のスポーツ活動時間は何時間まで
が適当だと思いますか**



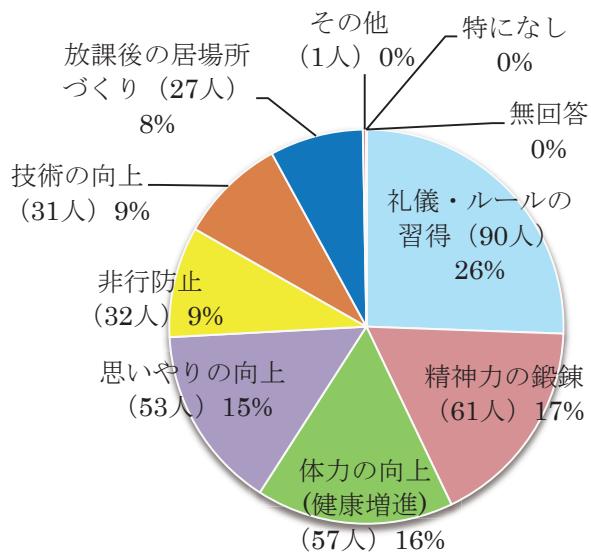
質問 2－2－4 高校生のスポーツ活動時間は何時間までが適當だと思いますか



質問 2－3 青少年のスポーツ活動を行う上で指導者向けの講習会は必要だと思いますか

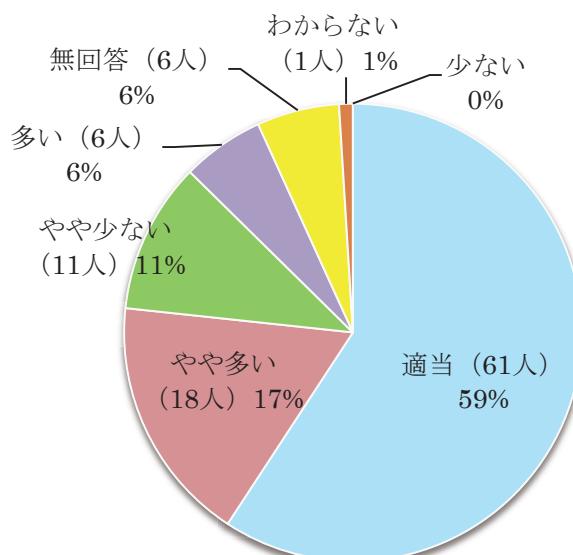


質問2－4 青少年のスポーツ活動を行う上で重要な目的
は何だと思いますか

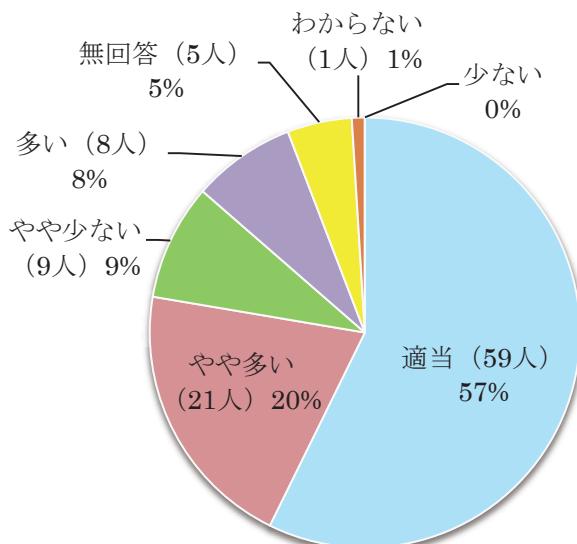


※その他〔1. 時間のけじめ〕

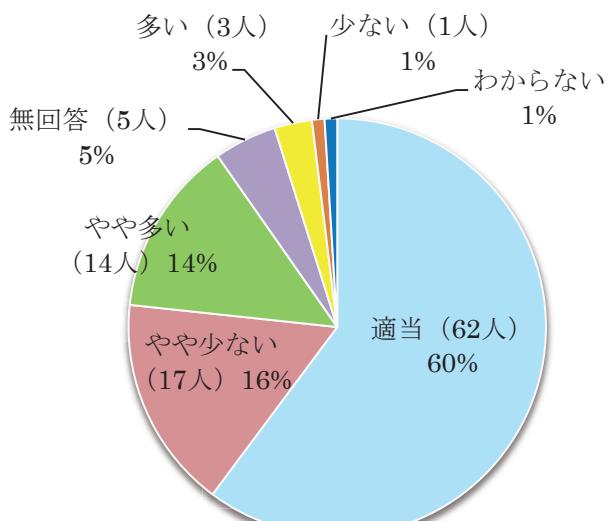
質問2－5－1 名護市における小学生低学年のスポーツ大会数についてどう思いますか



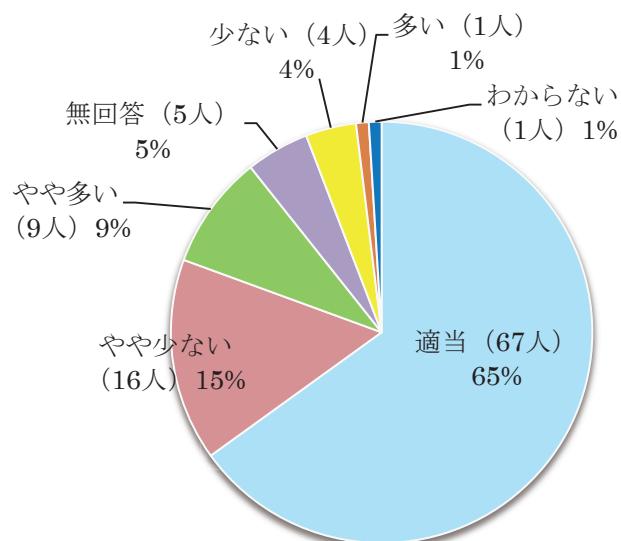
質問2－5－2 名護市における小学生高学年のスポーツ大会数についてどう思いますか



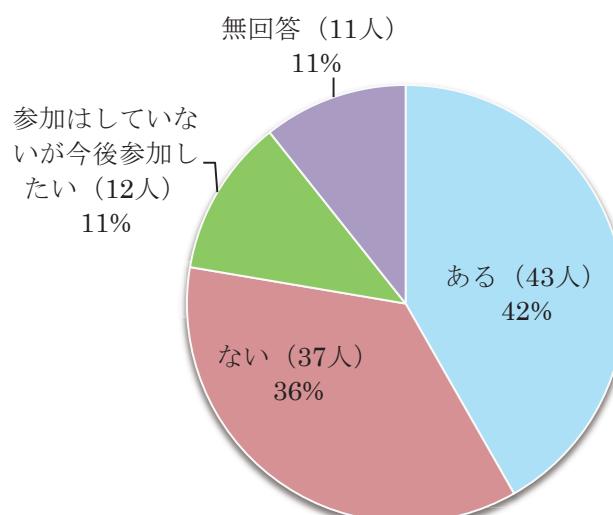
質問2－5－3 名護市における中学生のスポーツ大会数についてどう思いますか



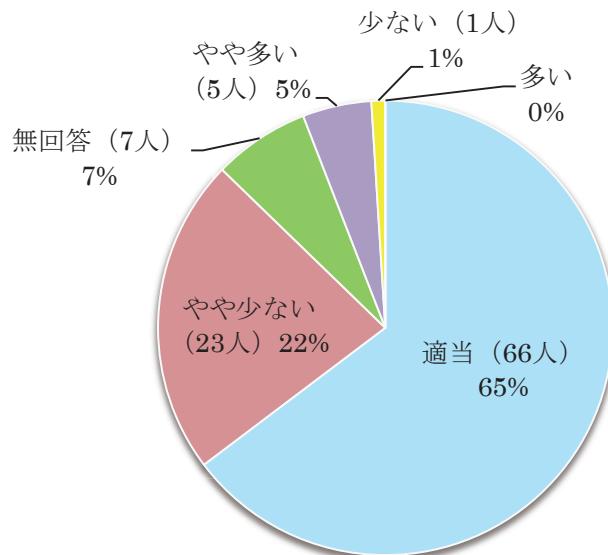
質問2－5－4 名護市における高校生のスポーツ大会数についてどう思いますか



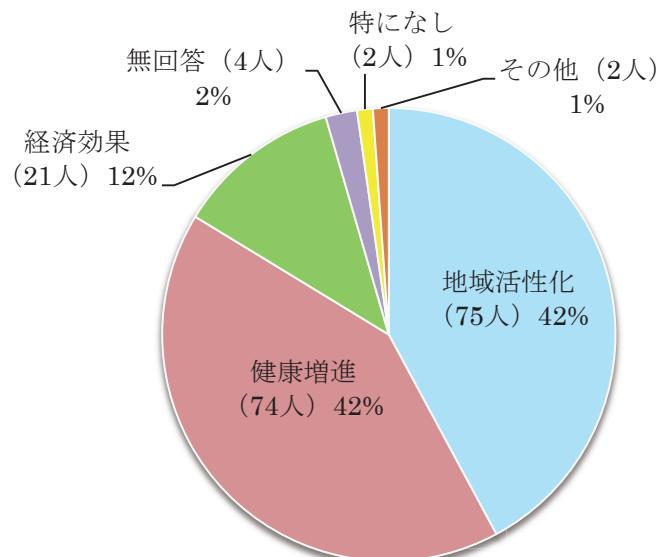
質問3－1 市民スポーツ大会に参加したことがある



質問3－2 名護市における市民スポーツ大会数について
どう思いますか

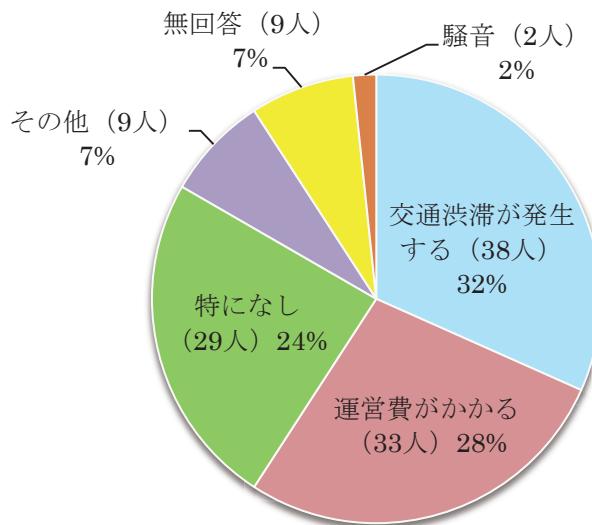


質問3－3 市民スポーツ大会が開催されることのメリッ
トは何だと思いますか



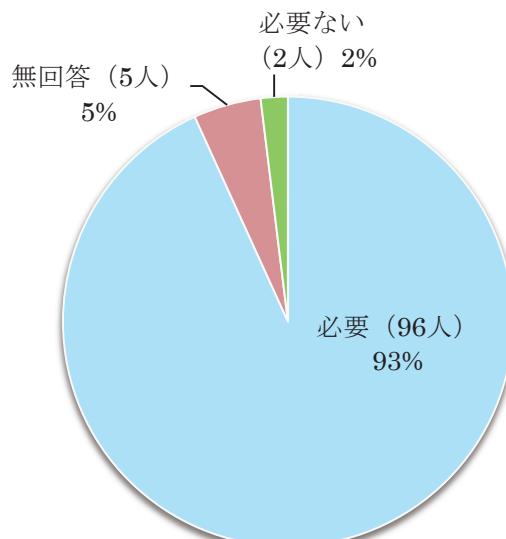
※その他 [1. 交流 2. 交流・繋がり]

質問3－4 市民スポーツ大会が開催されることのデメリットは何だと思いますか

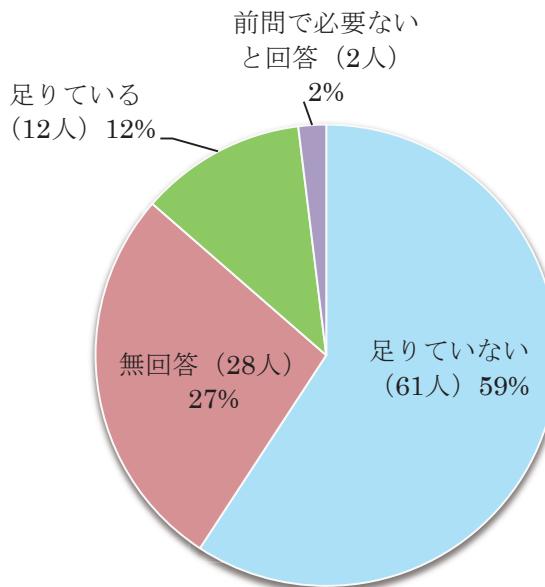


※その他〔1. 駐車場問題 4人 2. 送迎の問題 3. 場所と運営側の負担 4. 取組む役員が少ない 5. 運営側が少なく、新規はハードルが高い 6. 参加したことがないので分からない〕

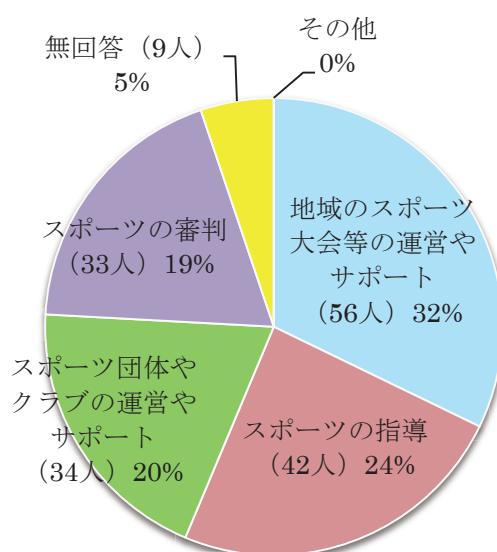
質問3－5－1 スポーツの指導やイベントの協力など、ボランティアの必要性についてどう思いますか



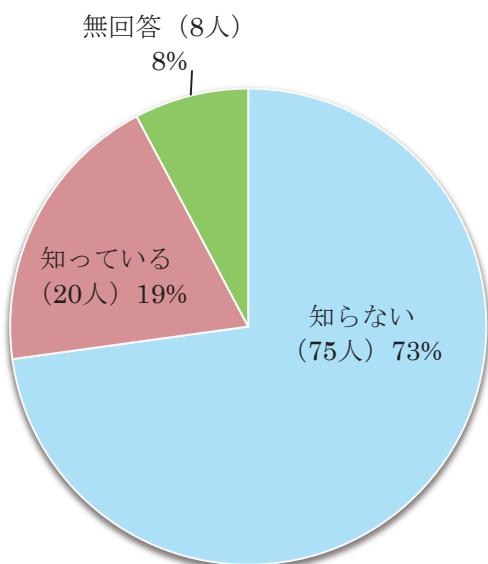
質問3－5－2 前問で必要と答えた方にお尋ねします。
現状はどうですか



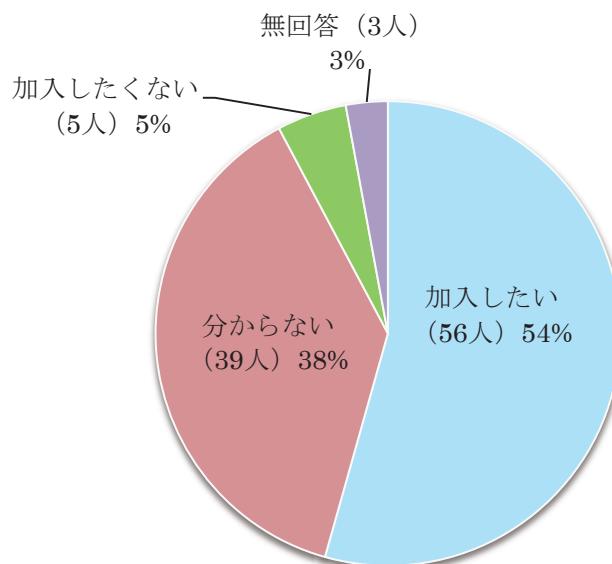
質問3－6 どのようなボランティアが必要だと思いますか



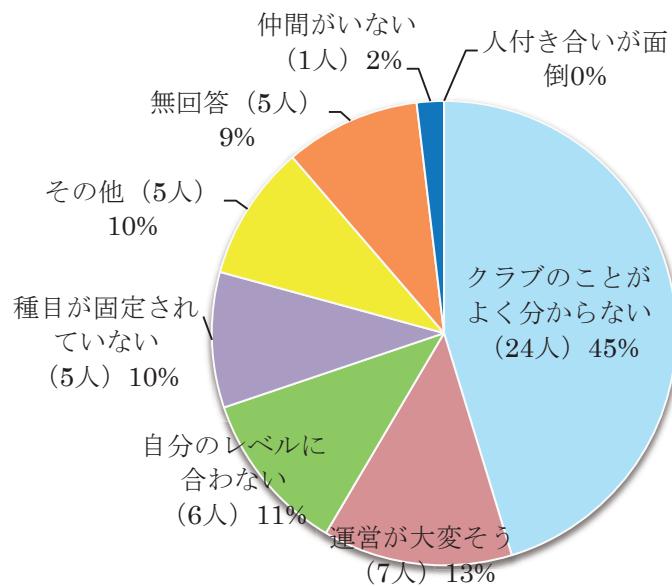
質問3－7 総合型地域スポーツクラブを知っていますか



質問3－8 もし、あなたが住んでいる地域に総合型地域
スポーツクラブがあれば、加入したいと思
いますか

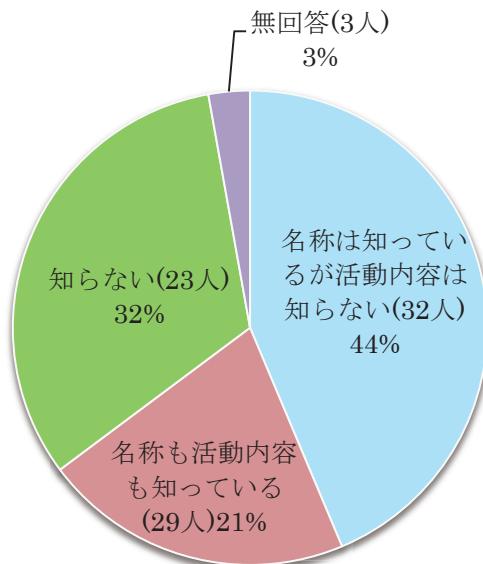


質問3－9 前問で加入したくない・分からぬを選択された方は、その理由をお聞かせください

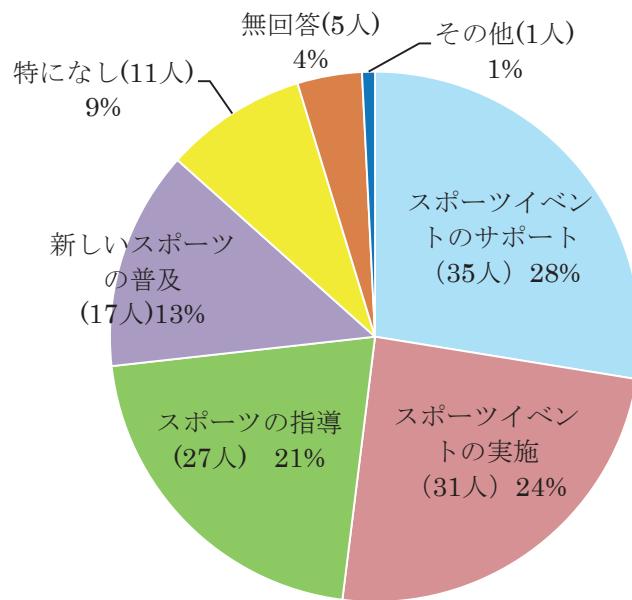


※その他〔1. 年会費がかかる 2. 場所問題2人 3. 時間がない 4. 現在で十分〕

質問3－10 スポーツ推進委員（旧体育指導委員）を知っていますか

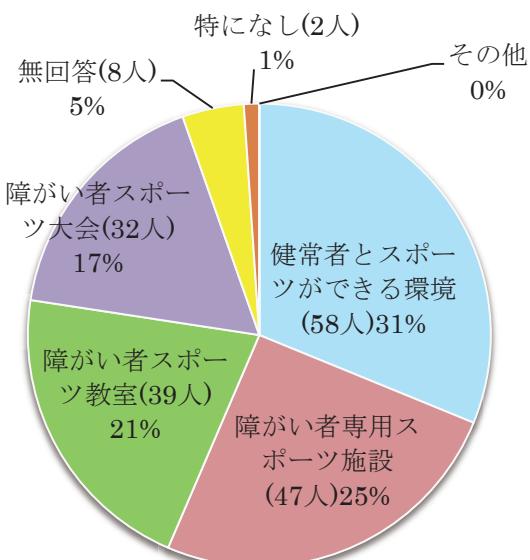


質問3－11 スポーツ推進委員の活動で期待すること
はありますか

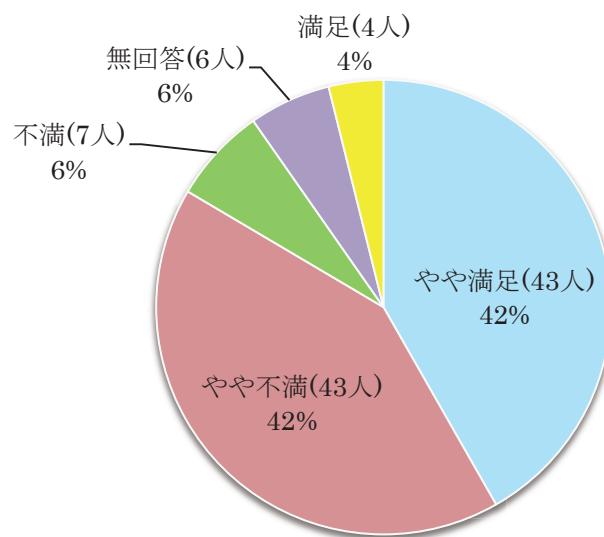


その他〔1. 小規模学校への視線〕

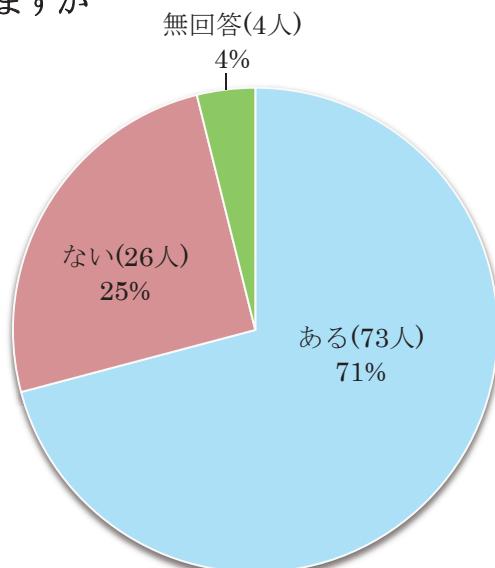
質問3－12 障がい者スポーツの普及・推進に何が必要
だと思いますか



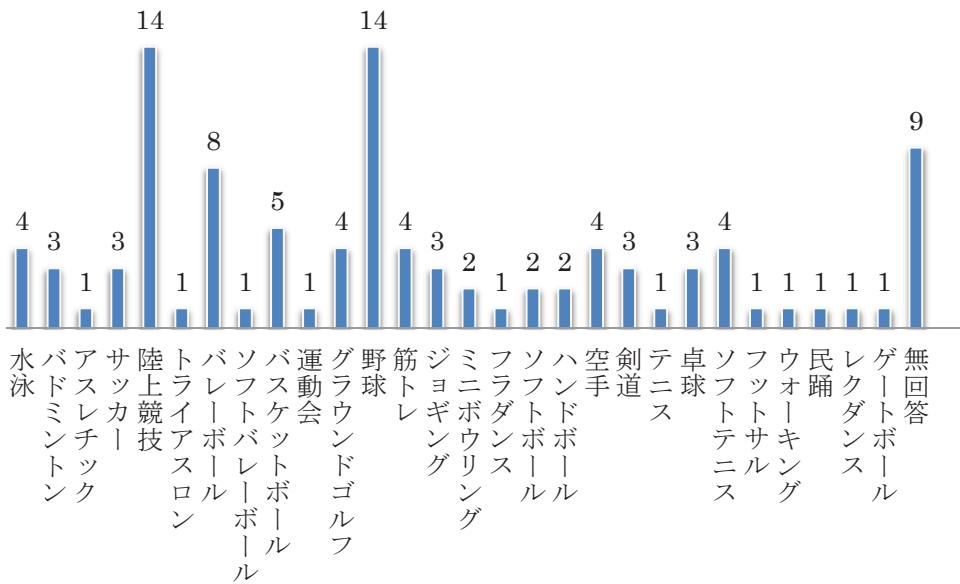
質問4－1 名護市のスポーツ施設に満足していますか



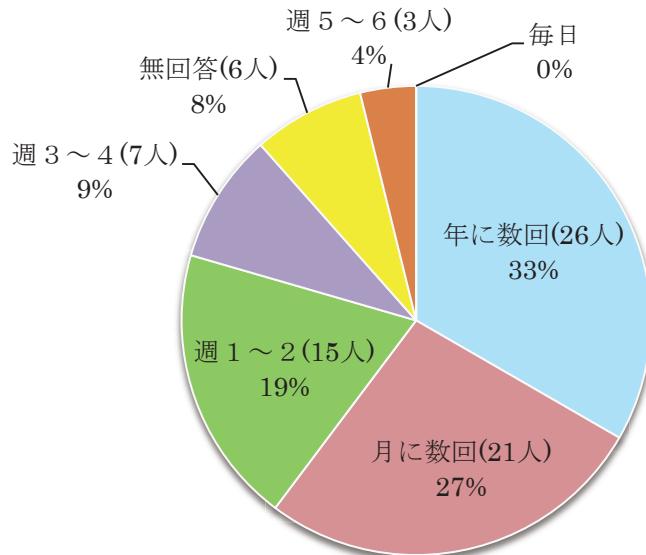
質問4－2 市内の体育施設（グラウンド・プール・体育館等）をスポーツ活動で利用したことありますか



質問4－3 前問であると答えた方にお伺いします。その競技種目は何ですか



質問4－4 前問であると答えた方にお伺いします。活動頻度はどのくらいですか



②法規関係

スポーツ基本法抜粋

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

名護市スポーツ推進審議会条例

昭和47年5月23日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、審議会の委員の定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第31条に規定する審議会の名称は、名護市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)という。

(委員定数)

第3条 審議会の委員の定数は、6人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第51号)の定めるところによる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行の日(平成23年8月24日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の名護市スポーツ振興審議会条例に基づき任命された名護市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、名護市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

名護市スポーツ推進審議会会議規則

昭和47年7月21日

教委規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、名護市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第37号)第6条の規定に基づき、スポーツ推進審議会の会議(以下「会議」という。)その他の議事の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年度4月、7月、11月及び2月に開催し、臨時会は必要に応じ議長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長及び副議長)

第3条 審議会に議長1人、副議長1人を置き、委員の互選による。

- 2 議長は、会議を主宰し、審議会を代表する。

副議長は、議長を助け、議長事故あるときは、その職務を代行する。

(議長、副議長の任期)

第4条 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(規則の改正等)

第5条 この規則の改正又は廃止については、審議会の意見を徴して教育委員会が行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日より適用する。

附 則(平成12年教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第9号)

この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行の日(平成23年8月24日)から施行する。

③計画策定の経緯

年月日	内容等
平成 25 年 6 月 6 日	平成 25 年度名護市スポーツ推進審議会 第 1 回定例会 先進地事例を踏まえた勉強会
平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年度名護市スポーツ推進審議会 第 2 回定例会 国・県が策定した計画書を踏まえた勉強会
平成 26 年 6 月 18 日～	スポーツ関係団体・学校・区へ「名護市スポーツ推進計画策定に伴うアンケート」の実施
平成 26 年 7 月 16 日 ～9 月 3 日	関係各課・スポーツ関係団体・学校等への「名護市スポーツ推進計画策定に伴うヒアリング」の実施
平成 26 年 9 月 22 日	平成 26 年度名護市スポーツ推進審議会 第 1 回定例会 名護市教育長より諮問文手交、スケジュールの確認、方向性の確認等
平成 26 年 11 月 13 日	平成 26 年度名護市スポーツ推進審議会 第 2 回定例会 I 総論（計画策定の趣旨・基本理念・基本目標・計画の位置づけ・計画期間）、II 基本的な方向性（現状と課題・基本方針・計画の体系表）について審議
平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年度名護市スポーツ推進審議会 第 3 回定例会 III 基本施策（生涯スポーツの充実・競技スポーツの推進・子どもたちのスポーツ活動支援・指導者の育成・スポーツ施設の整備拡充）
平成 27 年 1 月 15 日	平成 26 年度名護市スポーツ推進審議会 第 4 回定例会 IV 施策の推進体制（施策の推進に向けて・計画の検証・評価）、全体の確認・見直し
平成 27 年 2 月 12 日	平成 26 年度名護市スポーツ推進審議会 第 5 回定例会 全体の確認・見直し
平成 27 年 2 月 26 日	名護市スポーツ推進審議会より、名護市教育長への答申
平成 27 年 3 月 26 日	第 330 回名護市教育委員会臨時会において「名護市スポーツ推進計画」の承認

④名護市スポーツ推進審議委員名簿

No.	氏 名	役職	所属団体等	備考
1	比嘉達也	議長	名護市久志支部体育協会	
2	奥間政邦	副議長	名護市スポーツ推進委員	
3	玉城京子	委員	龍鳳会たまき龍鳳館代表	
4	具志堅満昭	委員	NPO 法人名護市体育協会	
5	比嘉康博	委員	国頭地区中学校体育連盟	

平成27年3月31日現在

名護市スポーツ推進計画

平成 27 年 3 月 発行

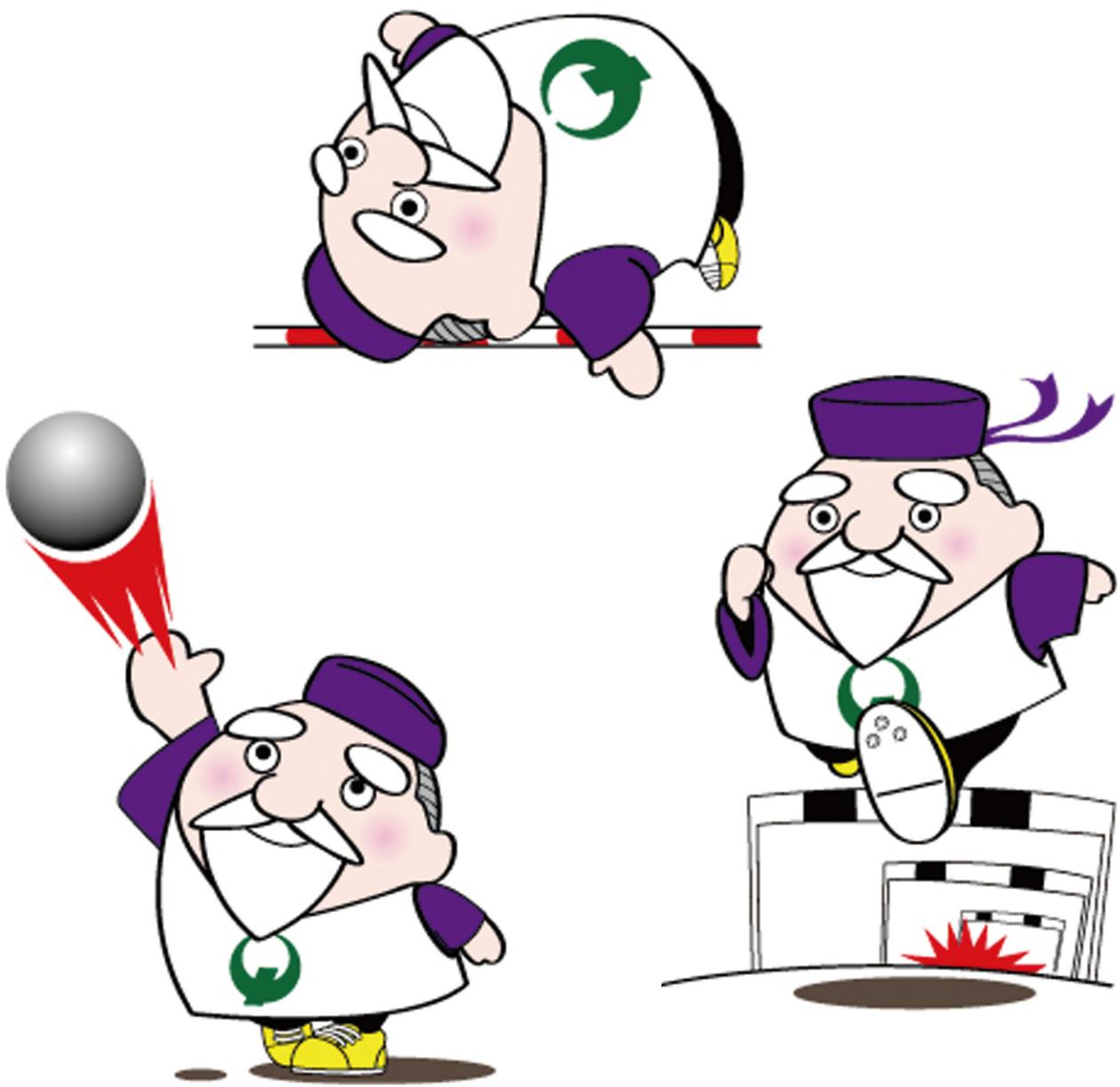
発 行 名護市教育委員会

編 集 名護市教育委員会 社会教育課

住 所 沖縄県名護市港二丁目 1 番 1 号

T E L 0 9 8 0 - 5 3 - 5 4 3 1

E-Mail syakaitaiiku01@city.nago.okinawa.jp



名護市公認キャラクター「名護親方」